

# 地域燃料流通に関する現状と課題

2025年10月  
資源エネルギー庁  
燃料流通政策室

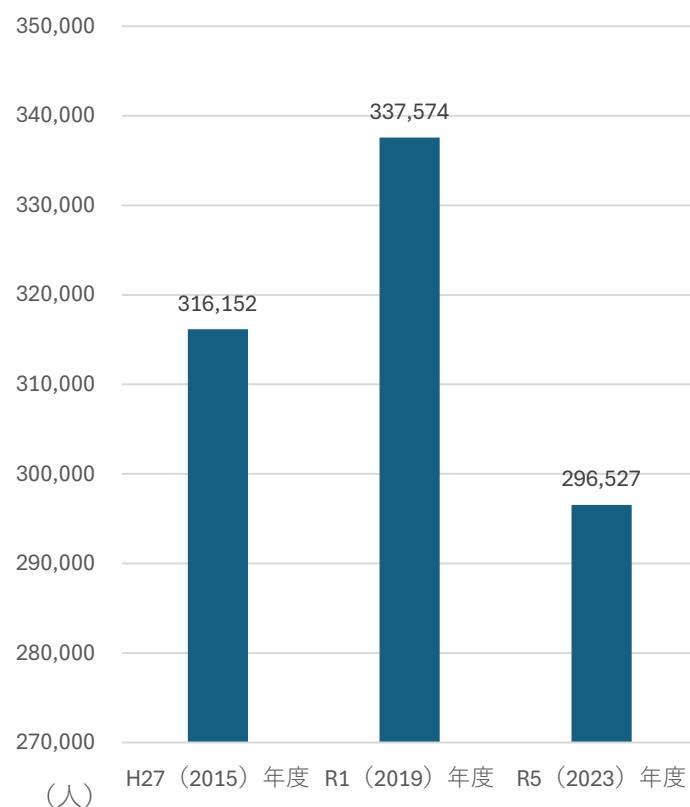
# 目次

- 第1章 地域燃料流通を巡る現状**
- 第2章 足元の政策動向（燃料油  
価格支援と当分の間税率に  
係る状況）**
- 第3章 SS過疎地の現状と課題**

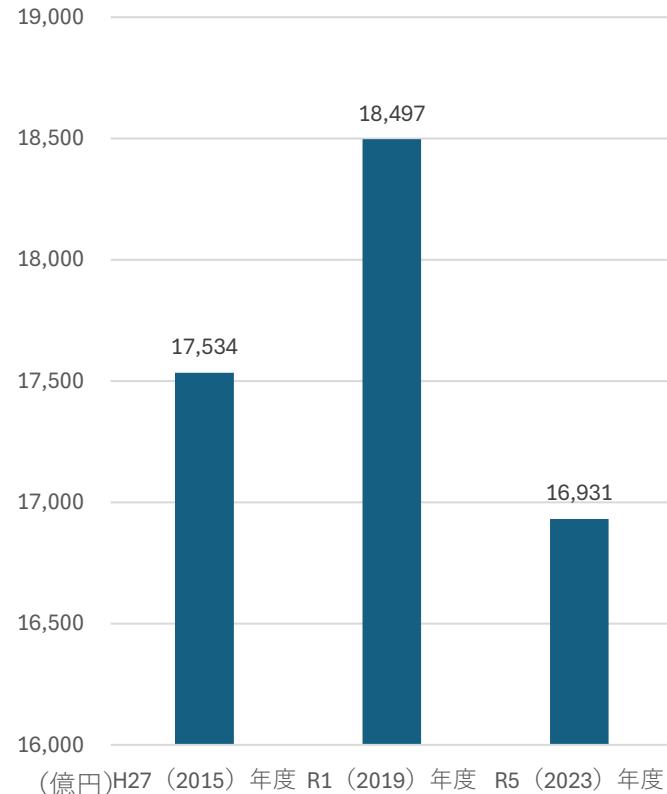
# 石油製品販売業の経済規模

- SSを含む石油製品販売業は、雇用者数30万人、付加価値額2兆弱の産業規模を誇り、我が国のGDPの約0.3%程度を占める産業。

【従業員数】



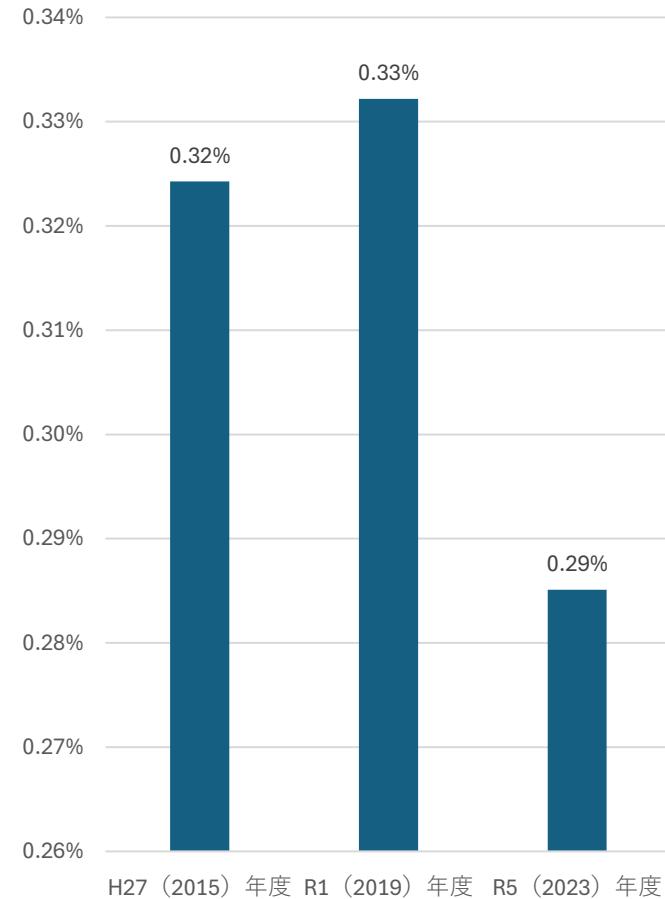
【付加価値額】



(注) 付加価値額（売上-人件費・租税公課を除く費用=生産額相当）

出典：石油協会「石油製品販売業経営実態調査」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」から試算

【名目GDPに占める石油製品販売業の比率】



(注) 名目GDPに占める石油製品販売業付加価値額の比率

# 地域燃料流通を巡る現状①

- 燃費向上等により石油製品需要の減少に伴い、地域燃料流通を担うSS数・事業者数は減少傾向。
- SS事業者の大半を中小企業が占め、その7割がいわゆる「1SSディーラー」である。

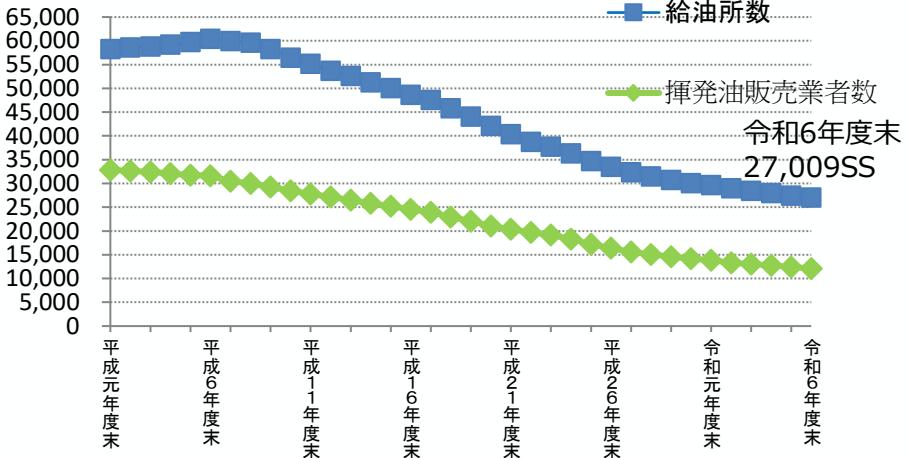
## ガソリン需要と燃費の相関図

- ✓ ガソリン需要は2004年度のピークから約27%減少し、1990年度と同水準まで減少。  
(2004年度 : 6,147万kL → 2022年度 : 4,477万kL)
- ✓ ガソリン乗用車の平均燃費は8割超向上。  
(2004年度 : 13.5km/L → 2021年度 : 24.6km/L)



## SS数及び揮発油販売業者数の推移

- ✓ SSの数は、ピークの約6万力所(1994年度)から2.7万力所(2024年度)へと半減。自由化に伴う減少、需要減に伴う減少、高齢化・後継者不足による減少。



- ✓ SSの中堅企業比率は97.3%。そのうち1SSしか経営していない者（1オーナー1SS）は7割。

大企業 2.7%(46社)

中小企業が複数運営  
27.5%(464社)

中小企業が1SSのみ運営  
69.8%(1,181社)

※調査回答数1,691社

10か所以上 1.8%(31社)

4～5か所 5.7%(97社)

2～3か所  
18.7%(317社)

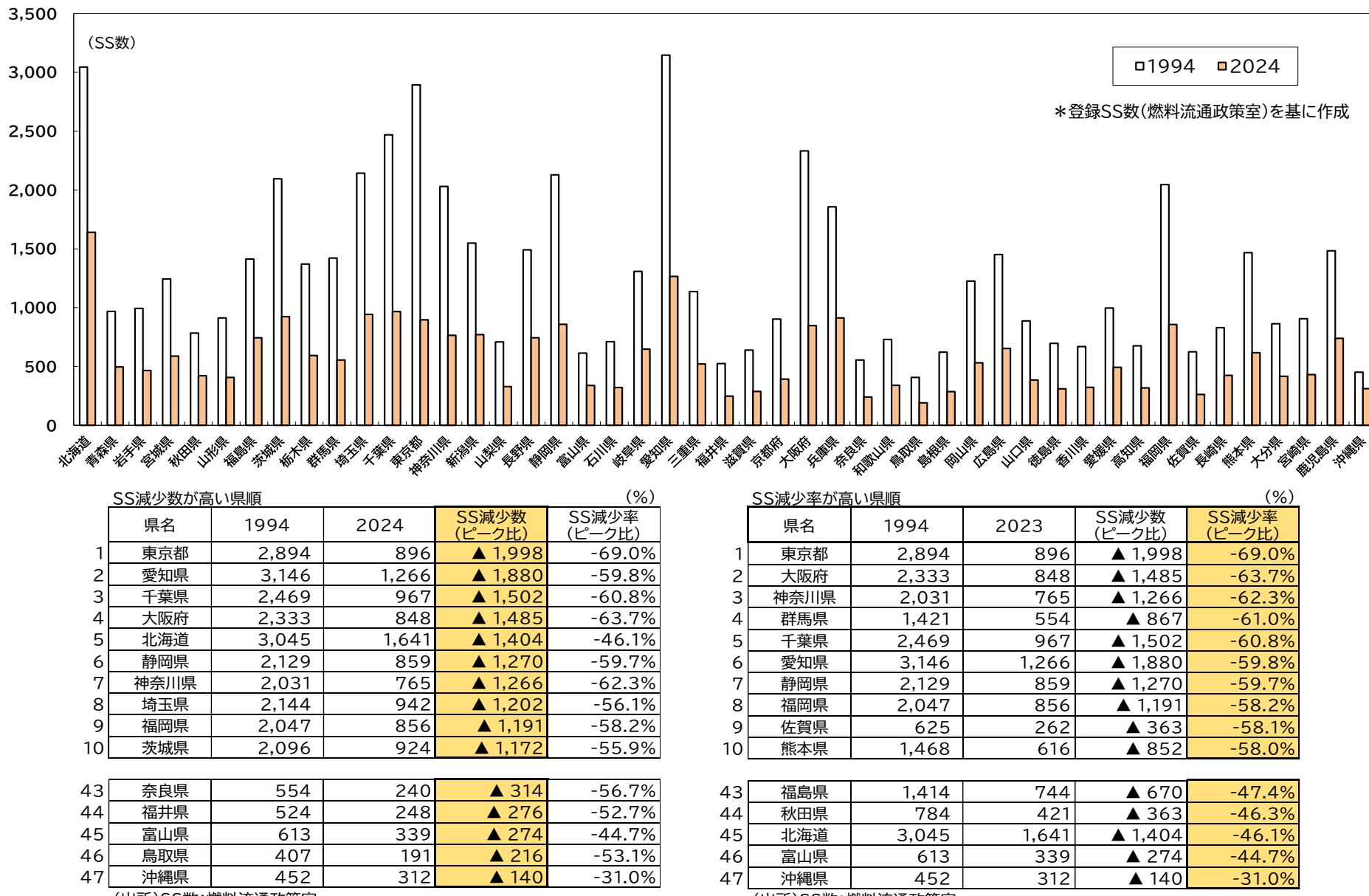
1か所  
70.8%(1,197社)

※調査回答数1,691社

6～9か所 2.9%(49社)

出典：石油協会「石油製品販売業経営実態調査」

## (参考)都道府県別SS減少数・減少率 1994年度(ピーク時)と2024年度との比較



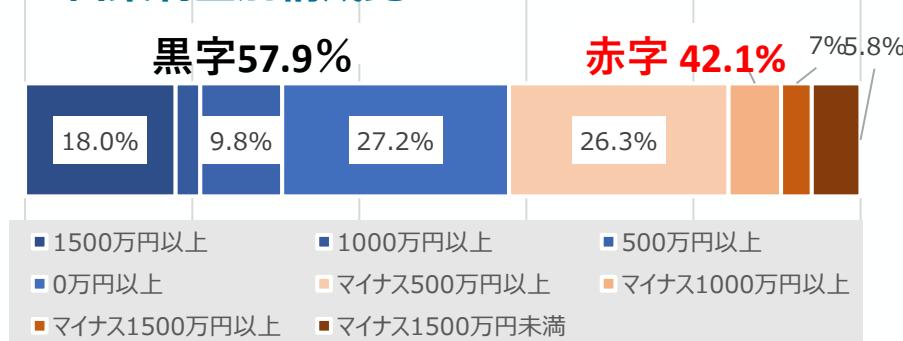
(出所)SS数:燃料流通政策室

# SS経営を巡る現状

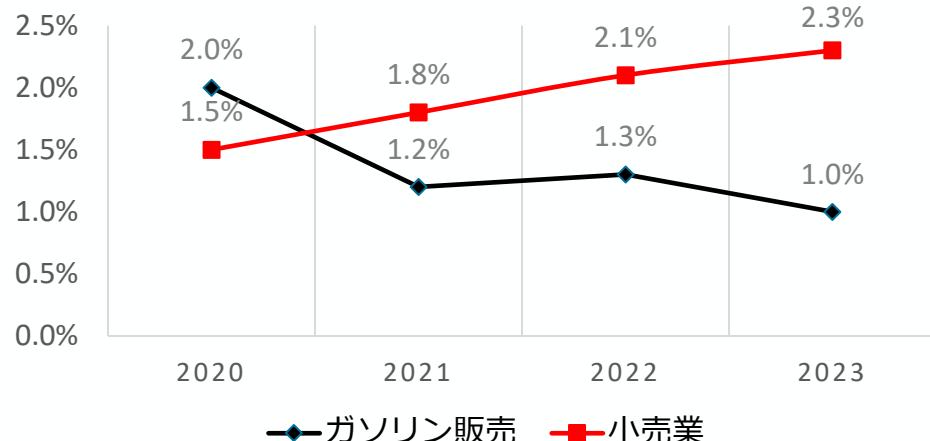
- 燃料油販売は価格以外の差別化が難しく、近年では他の小売業に比べた営業利益率も低迷。
- 燃料油需要の減少傾向を踏まえ、経営の燃料油依存からの脱却及び油外の拡大が急務である一方、赤字事業者も多く、投資余力に限界。

## SSの財務状況

### ● 営業利益別構成比

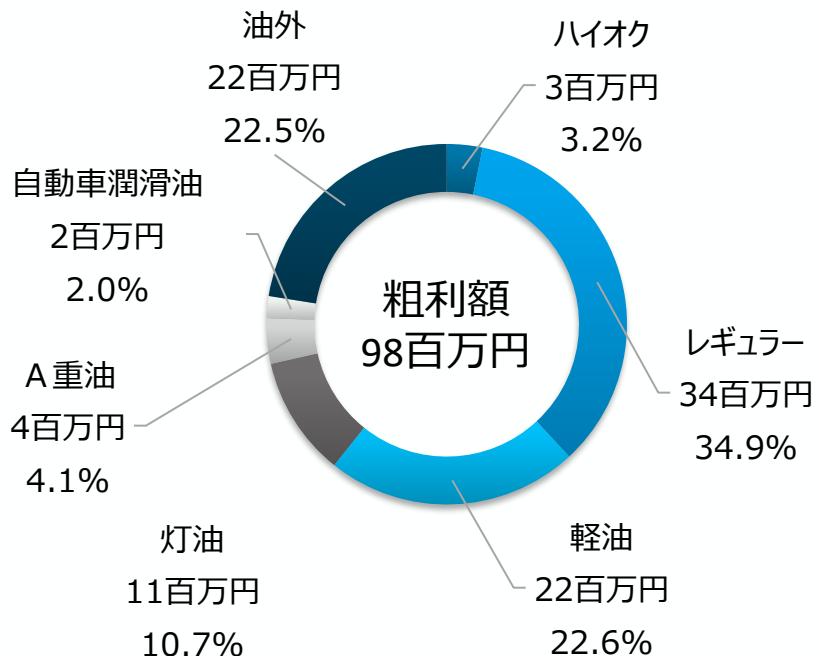


### ● 売上高営業利益率（小売業平均との比較）



## SSの粗利額の構造

- ✓ 粗利額のうち燃料油販売は8割を占めるなど、燃料油への販売依存が顕著。
- ✓ 石油需要減少の現状において、油外収入の拡大を通じた経営の安定化が急務。



出典：石油協会「石油製品販売業経営実態調査」／2023年度決算ベース

# 平時のSSネットワークの役割

- 石油製品の供給を担うSSは、車両への給油や住宅・公共施設等への灯油等の配送を通じて、**国民生活を支える**とともに、農機・建設・物流向け車両への給油や、ボイラーの熱源や工場の動力源としての重油・軽油の供給を通じ、**経済・産業活動を支える重要な社会インフラ**として機能。
- カーボンニュートラルへの移行を目指す中においても、国民生活や経済活動に対する現状のSSネットワークの平時の機能を踏まえれば、一定程度の**燃料供給体制を維持していくことは極めて重要**。

油種	役割
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"><li>自家用車、バイク等の<b>住民</b>に対する給油</li><li>軽トラック、農機具等の<b>産業</b>に対する給油</li><li>警察車両等の公用車に対する給油</li></ul>
軽油	<ul style="list-style-type: none"><li><b>建設機械、農業機械、物流トラック等の産業</b>に対する給油・配送</li><li>路線バス等の交通インフラに対する給油</li><li>消防車等の公用車に対する給油</li><li>ボイラーなどへの軽油の配送</li></ul>
灯油	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅・建築物に対する給油</li><li>農業、宿泊施設等の産業に対する給油</li><li>学校、病院、社会福祉施設に対する給油</li><li>寒冷地における灯油の配送</li></ul>
重油	<ul style="list-style-type: none"><li>工場、農業施設、船舶、宿泊施設等の<b>産業</b>に対する給油・配送</li></ul>



重機の給油



灯油配送

# 災害時のSSネットワークの役割

- 燃料は、可搬性、備蓄性や機動性があるため、レジリエンスの観点から有用であり、SSは災害時には燃料供給の「最後の砦」としての役割を果たす。
- 災害時には、被災地復旧のための緊急車両や道路啓開等の作業車、電源車等に対する給油に加え、医療機関や福祉施設、避難所等の重要施設の自家発電用の燃料や暖房用の灯油等の供給が必要不可欠となり、燃料供給の遅滞は、被災地の方々の生命にも関わる問題となる。

油種	役割
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>住民</b>（自家用車、バイク等）に対する給油</li><li>・ <b>緊急車両</b>（警察車両、救急車等）に対する給油</li></ul>
軽油	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 停電時、非常用発電設備を保有する<b>重要施設</b>（避難所や病院）への配送</li><li>・ <b>緊急車両</b>（救急車、消防車等）に対する給油</li><li>・ <b>道路啓開</b>などに必要な車両（トラック、除雪車等）に対する給油</li><li>・ <b>自衛隊車両や物資配送</b>に必要な物流トラック等に対する給油</li><li>・ <b>早期復旧</b>に当たる車両（通信工事会社、電力会社、放送用車両、警備会社等）に対する給油</li></ul>
灯油	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所（給湯・暖房用）への配送</li></ul>
重油	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 停電時、非常用発電設備を保有する<b>重要施設</b>（避難所や病院）への配送</li></ul>



警察車両へ給油



銭湯にA重油を供給

# 災害時対応SS（中核SS、小口燃料配送拠点、住民拠点SS）

- 東日本大震災を踏まえ、緊急通行車両等への優先給油や医療機関・避難所等に対する燃料供給を行う中核SSや小口燃料配送拠点を全国に整備。

※中核SS：1,589か所（令和7年3月末現在）、小口燃料配送拠点：466か所（令和7年3月末現在）

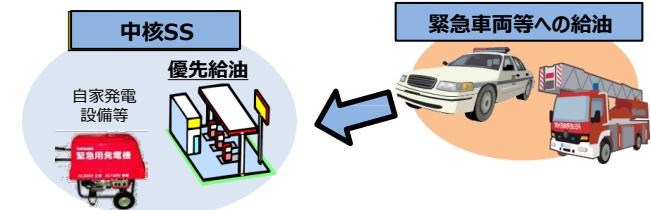
- さらには、熊本地震において一般の避難者・被災者の方々が給油できる拠点を整備する必要性が認識され、住民拠点SSを整備。

※14,260か所（令和7年2月末現在）

## 中核SS

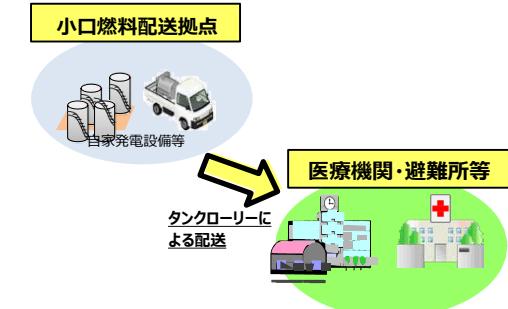
自家発電設備を備え、災害時に警察や消防等の緊急車両への優先給油の役割を担うSS。（平成23～26年度に整備）

営業状況等を被災状況等を被災都道府県の災害対策本部等と共有することで、応急対策活動を支援。



## 小口燃料配送拠点

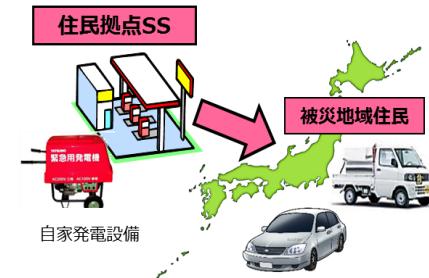
自家発電設備を備え、災害時に被災地の医療機関や避難所等からの要請に応じ、灯油・軽油等の配達を行う拠点。（平成23～26年度に整備）



## 住民拠点SS

自家発電設備を備え、災害時に被災地の住民向けに燃料供給を行うSS。（平成28年度～令和3年度に整備）

平時より所在等を資源エネルギー庁HPに一般公表しており、災害時には可能な限り営業継続に努め、その情報を発信。



# 過去の災害時におけるSSの貢献

- 過去の大規模地震等においては、災害直後から、被災地への燃料供給に対応。
- 令和6年能登半島地震では、自身も被災しながらも、道路寸断により孤立状態にあった被災地内の緊急車両や病院・避難所等への燃料供給に貢献する等、地域の燃料供給を担うエッセンシャルワーカーとして活躍し、その重要性が再認識された。
- また、令和2年12月関越自動車道集中降雪では、積雪により高速道路で立ち往生した自動車に対し給油し、車内での滞在を支えた。

## 令和6年能登半島地震における主な燃料供給事例

### 避難所等への燃料供給・配送

- ・避難所や停電している病院等の重要施設に対して、「**プッシュ型の燃料需要把握・供給（配送）**」を実施。
- ・暖房用の灯油、発電機用のガソリン、除雪車用の軽油、銭湯ボイラ用の重油など、様々な用途に対して、25万KLを超える量をドラム缶・ミニローリー等で供給。



### 緊急車両等への優先給油

- ・中核SSを中心に、自衛隊・警察・消防などの緊急車両に加え、電源車・通信・医薬・バキュームカーなどの車両に対し、**優先給油を実施**。
- ・関係省庁や業界団体とも連携することで、復旧作業の迅速化に向けて対応。



## 令和2年新潟豪雪における事例

### 立ち往生車両への給油

- ・2020年新潟豪雪において、関越自動車道での立ち往生の際、新潟県からの**燃料供給要請**により近傍のSSから立ち往生車両へ燃料を供給。
- ・災害派遣要請を受けた自衛隊がSSから燃料を受け取り、**携行缶**により給油を行った。



写真：全石連提供

写真：防衛省統合幕僚監部提供

# 【参考】第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋①

## 5 化石資源の確保/供給体制

### （1）基本的な考え方

化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靭化等に取り組む。

（略） 加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靭性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPGガスの安定調達と供給体制確保は重要である。 （略）

### （3）石油（備蓄／サービスステーション（SS）等を含む）

#### ④ SSによる供給ネットワークの維持・強化

##### （ア）総論

SSは、給油や灯油の配送等を通じて国民生活や経済活動を支える重要かつ不可欠な社会インフラである。令和6年能登半島地震では、自身も被災しながらも、道路寸断により孤立状態にあった被災地内の緊急車両や病院・避難所等への燃料供給に貢献する等、地域の燃料供給を担うエッセンシャルワーカーとして活躍し、その重要性が再認識された。一方で、SSの多くは中小零細企業であり、乗用車の燃費向上等により石油製品の需要が減少する中、人手不足・後継者難、施設の老朽化等の課題も相まって、SS数も減少を続けており、平時のみならず災害時の「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化に向けた取組の強化が喫緊の課題となっている。

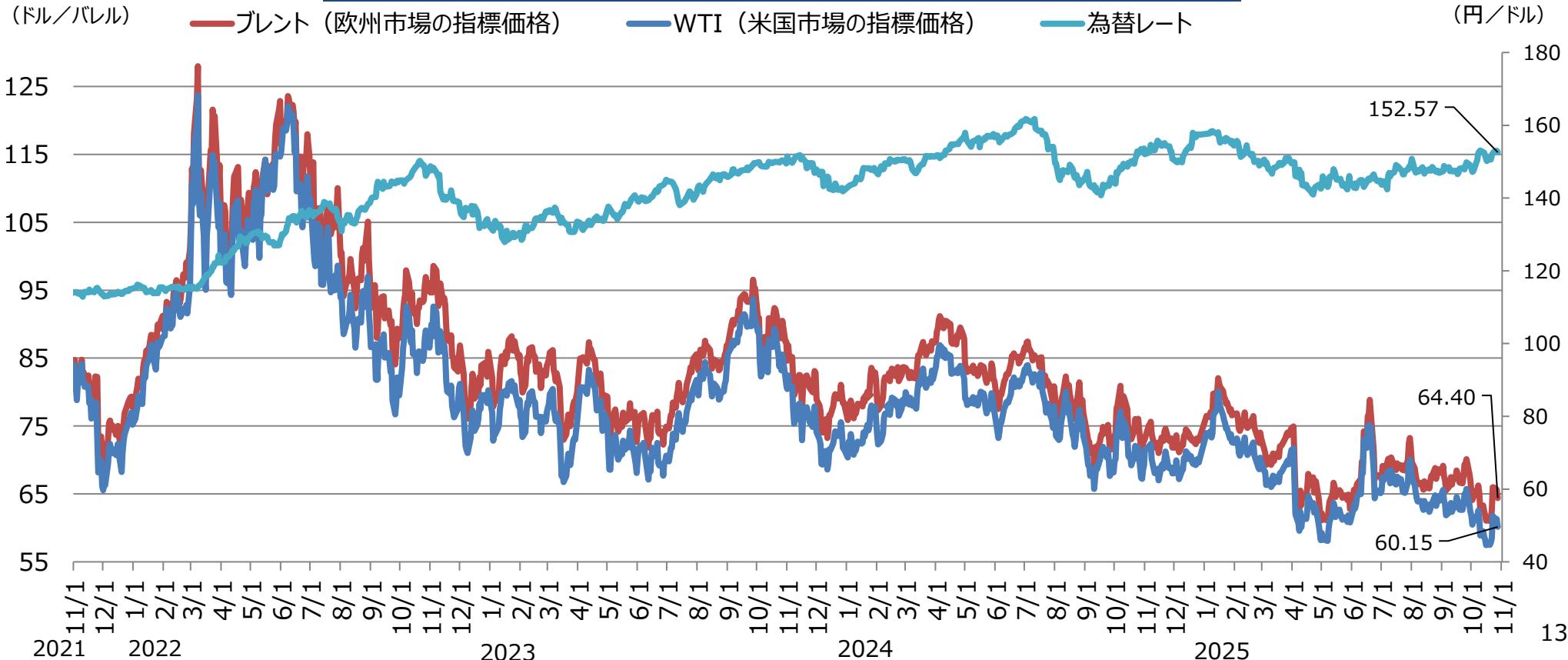
# 目次

- 第1章 地域燃料流通を巡る現状**
- 第2章 足元の政策動向（燃料油  
価格支援と当分の間税率に  
係る状況）**
- 第3章 SS過疎地の現状と課題**

# 原油価格の動向

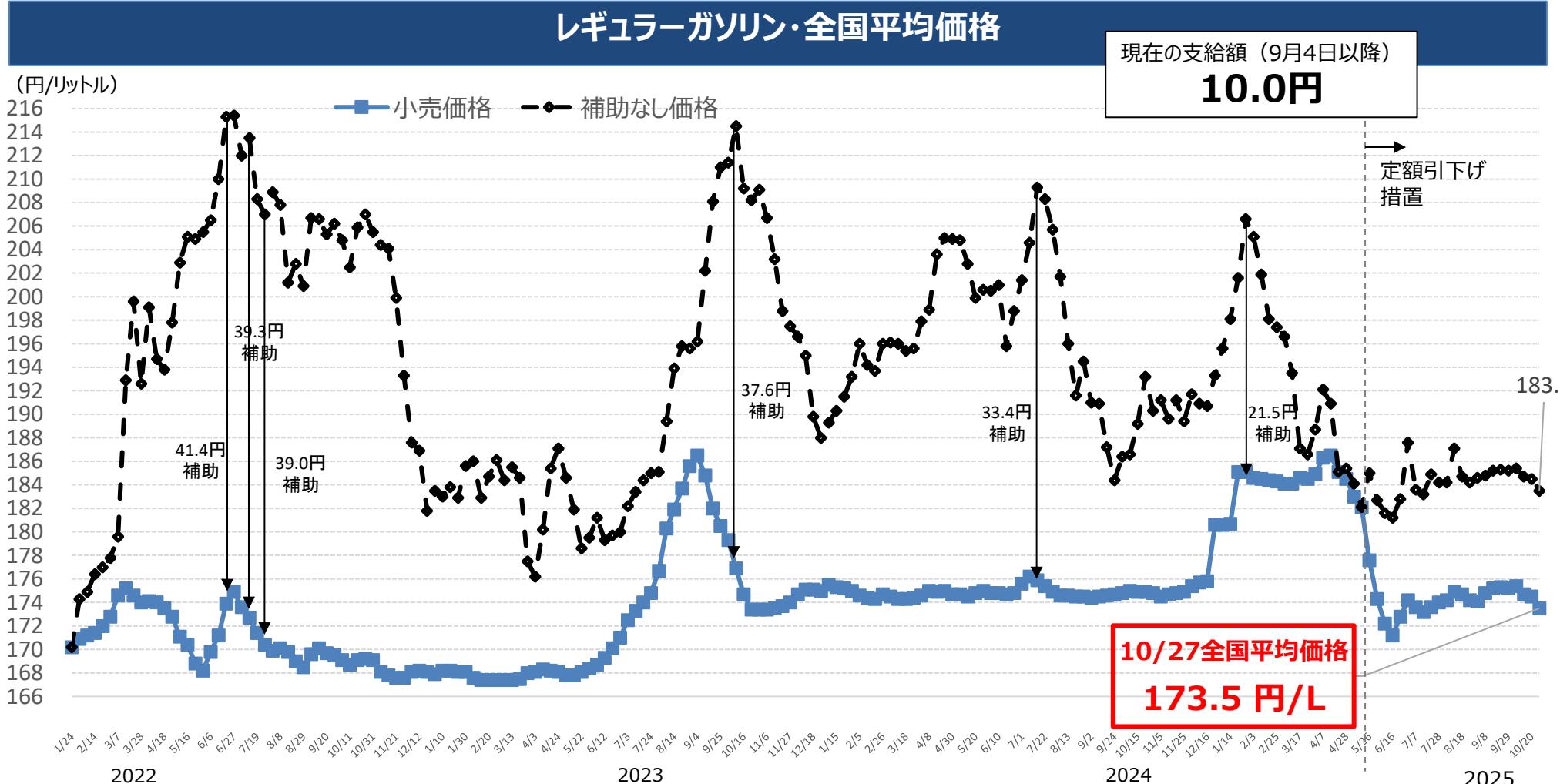
- OPECプラスにおける増産方針合意によって供給過剰が意識されたことなどを受けて、原油価格は安定向に推移。
- 対イラン国連制裁の復活（9/27）等による価格上昇は限定的。直近の米中関係悪化懸念や、イスラエルとハマスによるガザ地区での停戦合意への署名（10/9）は油価の下押し圧力。米国によるロシア石油会社に対する制裁発動（10/22）を受けて足下で上昇。

## 2021年後半からの原油価格の動向



# ガソリン全国平均価格の推移

- 2025年10月27日のガソリン全国平均価格は、173.5円（前週比-1.0円）となった。
- 現在、燃料油価格定額引下げ措置によるガソリンの支給額は、10.0円となっている（9月4日以降）。



# 燃料油価格に関する支援策について

支給対象期間	2022年1月27日～3月9日	3月10日～4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～2024年12月			2024年12月19日～2025年5月21日	2025年5月22日～ ※いわゆる暫定税率について結論を得て実施するまでの間の措置
					2023年1～5月	2023年6月以降	2023年9月以降		
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても 1/2を支援	1月から 5月までは補助上限額をゆるやかに調整  ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化  ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5	17円超の185円を上回る部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率を毎月3/10ずつ引き下げ  〔2024年12月19日～ 補助率3/10 2025年1月16日～ 補助率ゼロ〕	17円超の185円を上回る部分の補助率は、状況を丁寧に見定めながら段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月1/3ずつ）見直す。	定額引下げ措置 ガソリン・軽油：定額10円 重油・灯油：定額5円 航空機燃料：定額4円  2025年5月22日～ 最初の週の支給額は、2週目のガソリンの全国平均価格が5円引き下がるように設定。2週目以降の支給額は、定額に達するまで、全国平均価格が毎週1円下がるように補助を追加する。  〔予防的な激変緩和措置 2025年6月26日～9月3日 定額引下げ措置に加え、当該定額補助を講じても、ガソリン全国平均小売価格が175円を超える見込みとなった場合、その超過分について10/10補助。〕
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円	185円 (2025年1月16日以降)	—				
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油	ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料	ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料	ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料					
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度一般予備費等： 3,580億円	令和4年度一般予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度新型コロナウィルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円 令和5年度補正予算：1,532億円 令和6年度原油価格・物価高騰対策及び貨上促進環境整備対応予備費：7,730億円	令和6年度補正予算： 1兆324億円	※既存予算を活用			
							累計予算額：8兆1,719億円 <sup>5</sup>		

# 燃料油激変緩和

状況を丁寧に見定めながら、段階的に  
(月の価格変動が5円程度となるよう、原則月3分の1ずつ)見直す

2023年10月～  
10月5日(木)～

補助率  
10/10

2024年12月～  
12月19日(木)～

補助率  
10/10

2025年1月～  
1月16日(木)～

補助率  
10/10

2025年5月～  
5月22日(木)～

高補助率発動価格  
(17円超：185円)

高補助率発動価格  
(17円超：185円)

新基準価格  
(185円)

定額補助  
(10円引下げ)

補助率  
3/5

補助率  
3/10

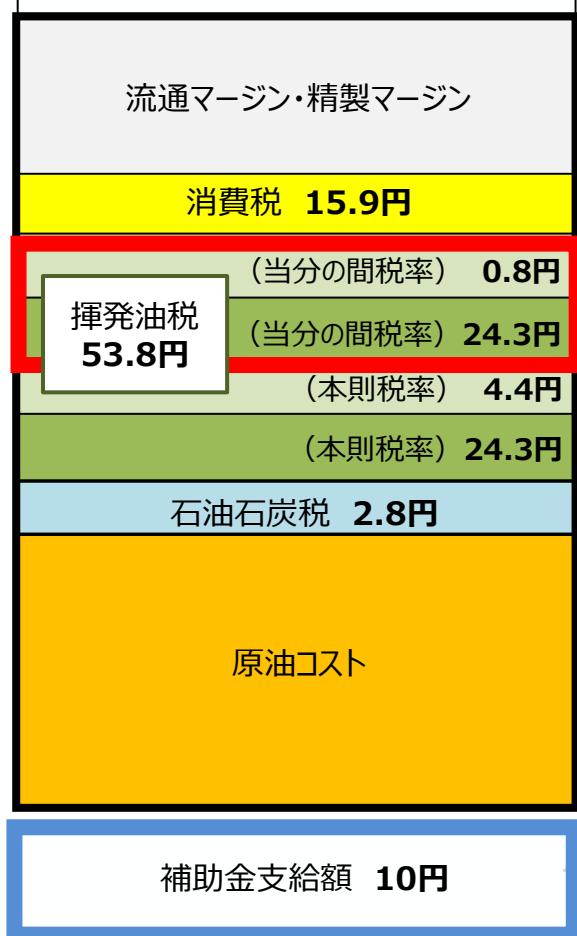
基準価格 (168円)

基準価格 (168円)

# 石油製品（ガソリン、軽油、灯油）の小売価格の構成

## ガソリン

25年10月：174.5円／L



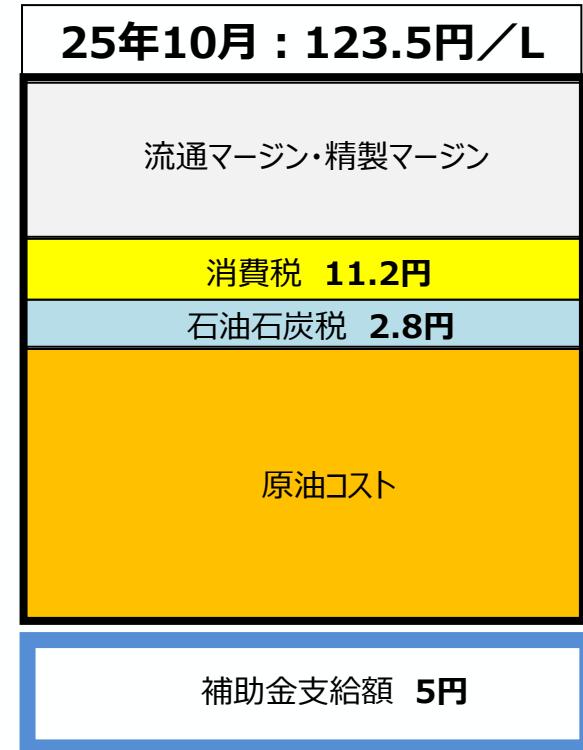
## 軽油

25年10月：154.6円／L



## 灯油

25年10月：123.5円／L

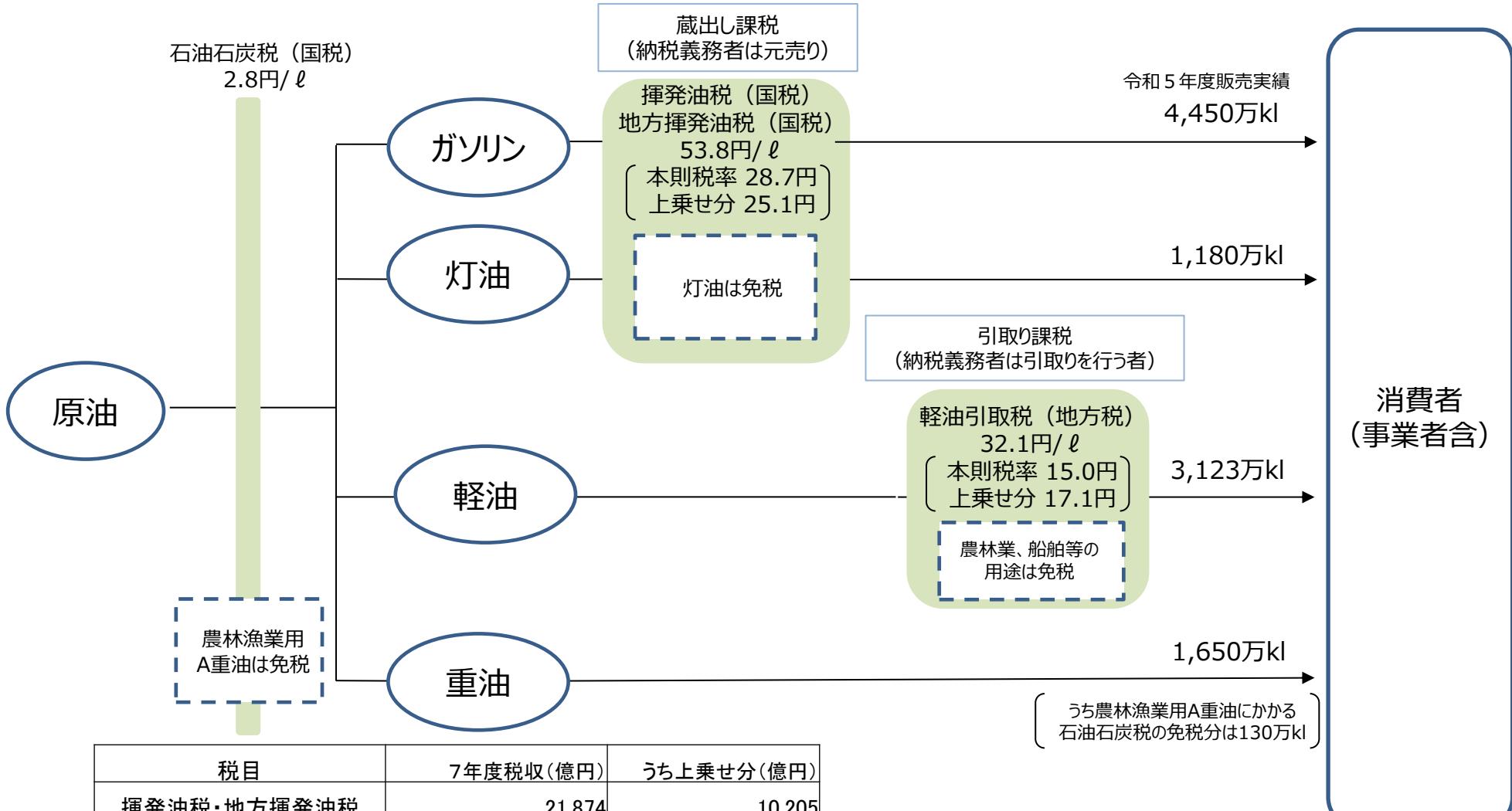


当分の間税率による収税【令和6年度予算額】



【凡例】 : 国分 : 地方分  
 : トリガー減税分  
 : 激変緩和支給分

# ガソリン、軽油、灯油、重油に関する税概要



(注1) 税収は、国税は予算額（案）、地方税は地方財政計画額である。

(注2) 石油石炭税は、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源。地方揮発油税は、地方の一般財源として全額譲与。

(注3) 挥発油税は、課税物件がその化学的性質で定められているため、灯油も一義的には対象となるが、用途が主に家庭用のため免税となっている。

揮発油税の課税物件：温度15°Cにおいて0.8017を超えない比重を有する炭化水素油

(出典) 各油種の数字は令和5年度販売実績（資源エネルギー庁「石油製品需給動態統計調査」）。免税分については令和5年度見込（農林水産省「令和5年度税制改正要望」）

# 目次

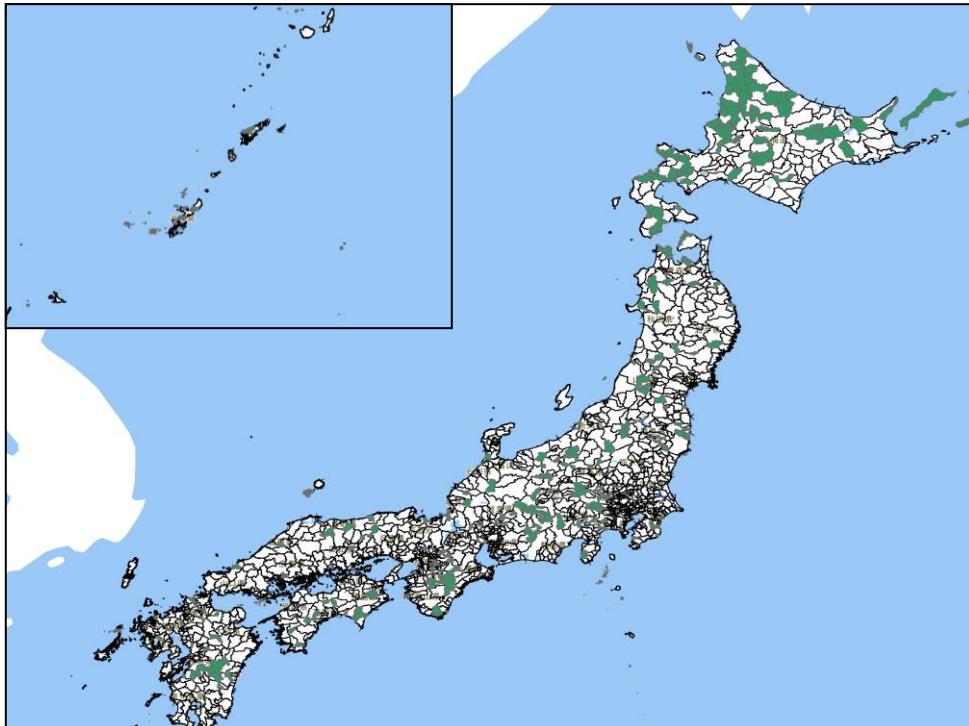
- 第1章 地域燃料流通を巡る現状**
- 第2章 足元の政策動向（燃料油  
価格支援と当分の間税率に  
係る状況）**
- 第3章 SS過疎地の現状と課題**

# SS過疎地等の定義①

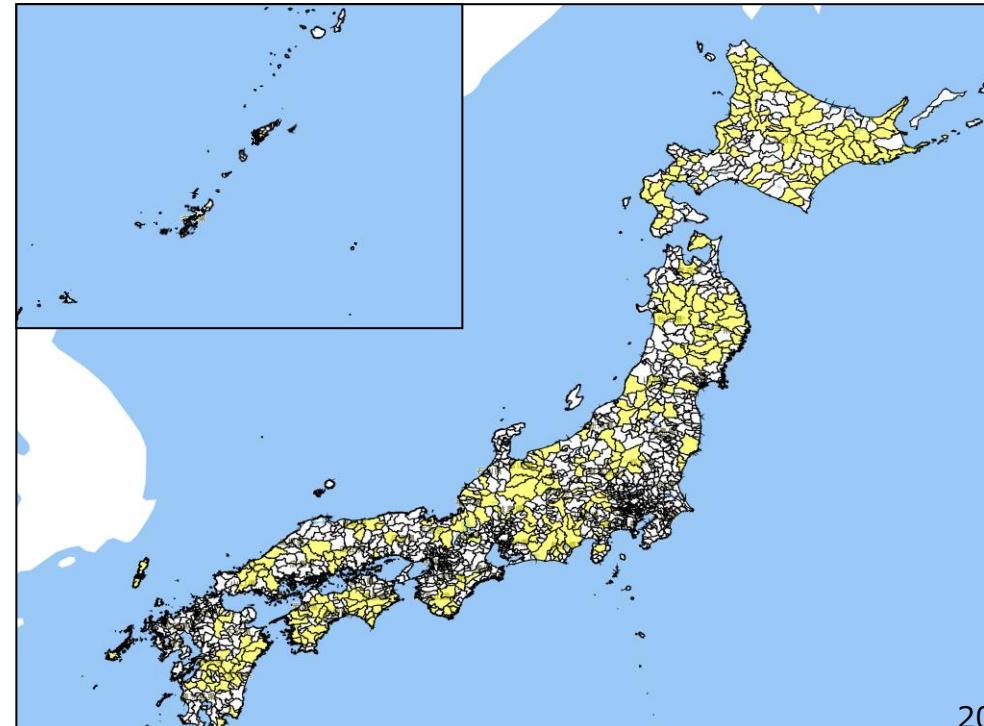
- 石油産業の自由化や低燃費自動車の普及、人口減少等に伴う2004年以降の燃料需要減少をはじめ、後継者不足等の課題も抱えており、地域のSSはさらに減少する傾向となつた状況を踏まえ、2007年より、石油流通業界は、**市町村内のSSが3か所以下**で、今後、さらにSSが減少すると地域住民への石油製品供給が極めて問題となる地域を「**SS過疎地**」と定義。
- さらに、住民基点、個別住民の実生活上の利便性の視点から、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域を把握する観点で、経済産業省では、**SSの立地情報を用いた道路距離に応じたSS過疎地**（※）を把握し、「**SS過疎自治体**」として、SS過疎地対策を進めている。

※居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村

SSの数が3つ以下の市町村



道路距離に応じたSS過疎の市町村



# SS過疎地等の定義②

- SS過疎地等の定義は、
  - ① SS数による「SS過疎地（市町村内のSS数が3以下）」又は
  - ②「道路距離に応じたSS過疎地（最寄りSSまでの道路距離が15km以上離れている地域）」の2種類。
- 全国の令和6年度末（令和7年3月31日）時点のSS過疎市町村は615市町村。
- SS数によるSS過疎地は381市町村、道路距離に応じたSS過疎地は291市町村。
- そのうち、57市町村がSS数によるSS過疎地・道路距離に応じたSS過疎地のいずれにも該当。

## 【令和6年度末のSS過疎市町村】

SS数によるSS過疎地		道路距離に応じたSS過疎地		
0 SS	11町村	381市町村	57町村	291市町村
1 SS	97町村			
2 SS	129市町村			
3 SS	144市町村			
4 SS以上	-			
合計	615市町村			

### ■ 道路距離に応じたSS過疎地

「石油製品流通網把握システム」により、人口分布による住民の所在地と最寄りSSまでの道路距離を算出

1. 令和7年3月31日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 令和2年国勢調査に基づく人口（500mメッシュ）。
3. 道路距離算出の起点および代表住所は、各メッシュの重心（重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした）。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが所在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上（高速道路、国道、都道府県道）及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

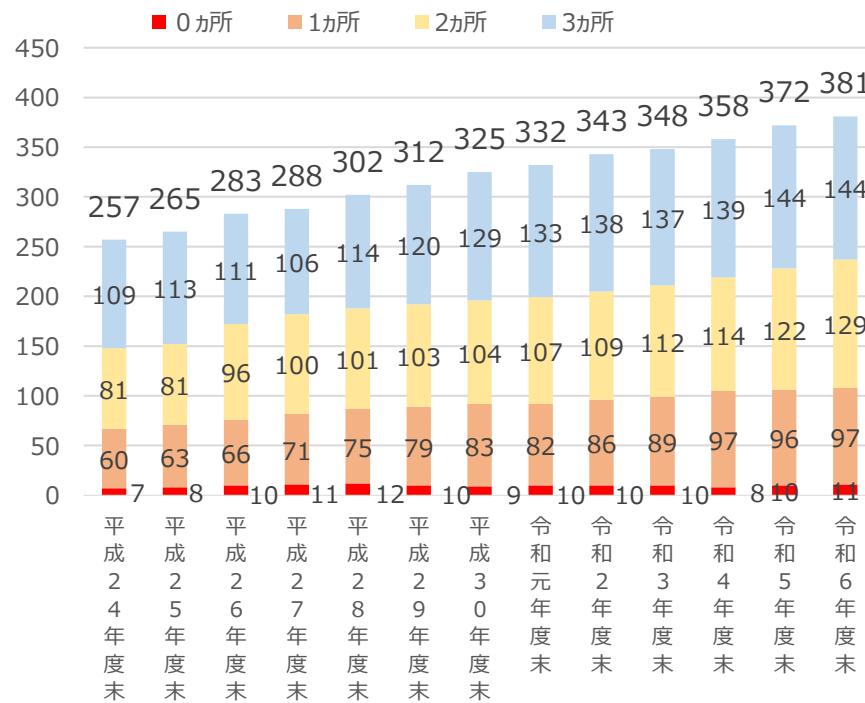
# SS過疎地等の状況

- SS経営者の多くは中小零細企業。燃費向上等による需要減に加え、人手不足、後継者難、施設の老朽化等の課題も相まって、SS過疎地は増加傾向。

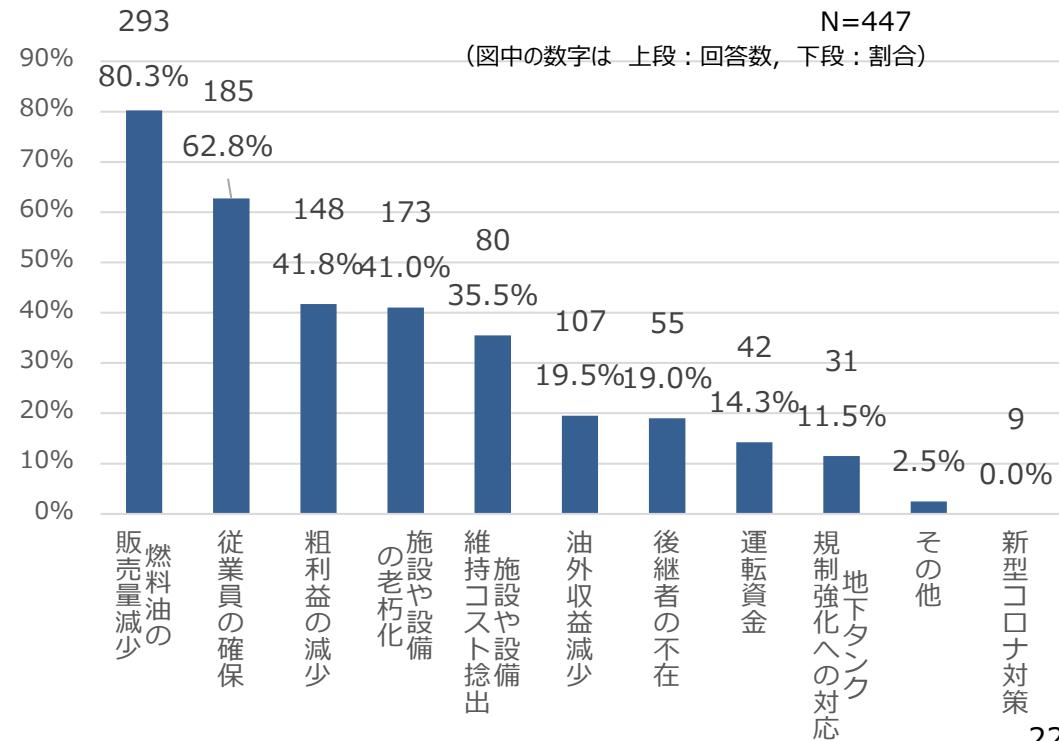
※SSの数が3つ以下の市町村は381市町村と、前年度から9市町村増加。

※居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアがある市町村は291市町村。

SS過疎地 (SSの数が3つ以下の市町村) の数



SS運営上の課題



出典：過疎地等における中長期的な燃料供給網構築に関する調査（令和6年度資源エネルギー庁委託）

# SS過疎地対策の実施状況

- SS過疎地対策として、全国的な取組に加え、地方局による各地の状況に応じた取組を実施中。地域防災計画等にSSをどう位置付けるかなど、**自治体の関与の在り方も課題。**

## 1. 全国における取組

### 1 SS過疎自治体へのアンケート調査

- 調査対象
- ① SS過疎自治体（約350カ所）
- ② 居住地から最寄りSSまでの距離が15km以上のエリアを有する市町村（約300カ所）
- 燃料供給の支障の有無や課題等をフォローアップ。

### 2 自治体による計画策定支援

- 地域の事業者や住民等を巻き込んだ**自治体主導での計画策定**を支援（R7予算：2.3億円）
- SSを自治体が承継し**公設民営型SS**が誕生した地域もあり。
- 平成29年から計12自治体を支援。  
※令和6年度は1自治体  
(沖縄県多良間村)

### 3 SS過疎地対策ハンドブック

- ①SS過疎地対策の先進事例  
②SS運営に必要なコスト試算や  
③最新の支援策  
などSS過疎地自治体にとって必要な必要な情報を掲載。
- HPでの公表に加え、各地の経済産業局経由で自治体に周知を実施。

## 2. 各地における独自の取組例

### 中部経済産業局

- 市町村向けアンケート調査や、市町村や石油組合へのヒアリングの実施。
- SSヒアリングで確認した**先進的事例**をHPでPR。
- SS経営者向けイベントの開催。

### 東北経済産業局

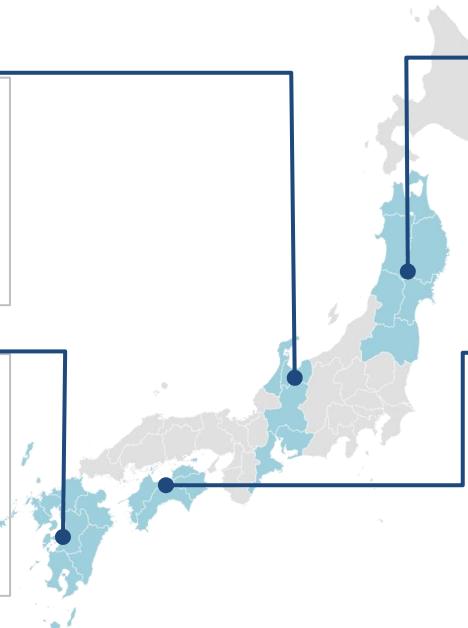
- SS過疎地市町村の多い県から順次フォローアップ。
- 課題が顕在化したSS過疎地市町村を重点的にヒアリング。
- 福島県三島町における**SSの移転整備の取組**についても個別にフォロー。

### 九州経済産業局

- SS過疎地市町村へのヒアリングや、SS過疎地問題に強い市町村や県を集めた**担当者会議**の開催。
- 宮崎県西都市における計画策定の取組フォロー。

### 四国経済産業局

- 管内のSS過疎地市町村をほぼ全て訪問し、ヒアリングを実施。
- 愛媛県久万高原町における計画策定やその後の取組、徳島県那珂町におけるSS整備に向けた取組をフォロー。



# 【参考】燃料の供給体制確保に向けた国の取組（SS関連/全体像）

制度・運用

予算・税

## 1. 地域内のエネルギー供給体制の確保

- ① SSの多機能化等の事業再構築  
・人手不足対策

- ② 総合エネルギー拠点化  
(EVステーション等の設置)

- ③ 地域の石油供給体制構築  
(自治体とSSの連携、自治体によるSS承継等)

### 経営力強化

POSシステム  
灯油スマートセンサー  
タブレット給油システム  
等の補助

R3～6 補正  
当初

利子補給・信用保証  
基金

### 技術開発 ・実証支援

AI給油許可  
システム  
防爆充電器等

当初

### 中小企業支援策

事業再構築・省力化補助・事業承継支援等

当初 ~R5補正 税

### 充電インフラ等導入支援

H24～R5補正 当初 税※水素のみ

- 自治体における計画策定  
・SS整備支援

SS過疎地対策  
ハンドブック

## 2. SSのレジリエンス強化

- ① 中核SS・住民拠点SSの整備

- ② 自治体との災害時燃料供給協定の締結

- ③ SS災害対応能力強化  
自治体等関係機関との連携強化

### 災害対応型SSの整備

中核SS : 1,589カ所  
住民拠点SS : 14,260カ所

### 自家発の更新補助

当初 R6補正

### 国等の契約の基本方針

官公需における中小石油販売業者に対する配慮  
※自治体・大学・病院等への関係省庁からの周知含む

### 災害時燃料供給に関する 地域ブロック会議の開催

※各都道府県、関係省庁、石油組合等が参画

### SS設備導入支援、訓練支援

タンク大型化、ローリー等への補助

当初 R3～R6補正

## 3. 公正かつ透明な石油製品取引構造の確立

公正取引委員会と連携した対応、元売ヒアリング、各種市場調査の実施

# SS過疎地対策ハンドブックの概要

- ・ 経済産業省は、SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となるように平成28年5月にSS過疎地対策ハンドブックを策定し、平成29年5月、令和4年6月の改訂を経て、令和7年5月に更新版を公表。
- ・ SS過疎地等の市町村の掲載をはじめ、SS事業者において取り組む事業の方向性、自治体が取り組む内容、政府による支援策、規制緩和の状況等を掲載。
- ・ 今後、本研究会で整理した新しいSS過疎の考え方を踏まえ、地域に必要となる燃料供給体制の維持・強化に資する方策を集約し、自治体に周知していく。

SS過疎地対策ハンドブック

令和7年5月

## <SS過疎地対策ハンドブックの構成>

### 1. SS過疎地の現状

- (1) 石油製品販売業を取り巻く現状
- (2) SS過疎地について
- (3) 道路距離に応じたSS過疎地

### 2. SS過疎地における事業の方向性

- (1) SSの今後の方向性について
- (2) SSの取組メニュー

### 3. 地域におけるSS過疎地対策の「4段階のプロセス」

- (1) SS事業者
- (2) 行政
- (3) 地域の住民

### 4. 取組事例

### 5. 基礎情報・支援ツール

- (1) SS運営に係る想定されるコストの試算
- (2) 政府による支援について
- (3) 最近のSSに関する規制緩和等の状況について
- (4) 地方創生を巡る動き
- (5) 石油業界関係事業者の取組
- (6) 相談窓口

### 6. 第7次エネルギー基本計画（抜粋）

# SS過疎地等の自治体による計画策定支援

- ・ SS過疎地等の自治体が、関係者の協力を得ながら、地域内における燃料供給体制の構築に向けた計画を策定する取組を支援。当該計画に基づき、自治体又はSS事業者がSSの移転・統合・新設を行う場合の設備整備・撤去等も支援。
- ・ 令和6年度は、沖縄県多良間村がSS過疎地対策計画を策定。
- ・ 計画に基づく設備整備・撤去等支援については、福島県三島町が活用。

補助事業により策定された燃料供給に関する計画

事業年度	自治体名	事業名
平成30年度	宮城県七ヶ宿町	「住みたい」を支える燃料供給体制確保計画策定事業
	長野県壳木村	SS過疎地対策検討支援事業（壳木村SS過疎地対策計画）
	長野県天龍村	天龍村SS過疎地計画策定事業
令和元年度	岐阜県白川村	白川村南部地域SS過疎実態調査・計画検討事業
	徳島県那賀町	徳島県那賀町SS過疎地対策計画策定事業
	静岡県西伊豆町	SS維持による燃料安定供給と災害時における燃料確保のための計画策定事業
令和3年度	福島県三島町	三島町SS過疎地対策計画策定事業
令和4年度	愛媛県久万高原町	久万高原町燃料供給体制補完計画策定事業
令和5年度	宮崎県西都市	西都市SS過疎地対策計画策定事業
	沖縄県東村	東村SS過疎地対策計画策定事業
令和6年度	沖縄県多良間村	多良間村SS過疎地対策計画

多良間村SS過疎地対策計画の概要

- 多良間村はSSが1か所存在。
- 離島のため輸送手段は、出荷基地の宮古島と多良間村を運行する旅客フェリー。
- ドラム缶による仕入れのため、台風などによるフェリー欠航で年間1～3回程度のガソリンの販売制限が実施されるなど、安定供給に不安が生じている状況。
- このため、燃料タンクを大型化し、燃料供給不安の解消、仕入れ作業の負担軽減を図るべく、多良間村SS過疎地対策計画を策定。

# 予算措置におけるSS過疎地に対するメリット

## SS事業者向け

### ◆ SSネットワーク維持・強化支援事業 <令和6年度補正予算 121億円の内数>

- 燃料貯蔵タンク等の大型化事業

**SS過疎地：**中小企業3／4（上限3,375万円）、非中小企業1／3（上限1,500万円）

非SS過疎地：中小企業2／3（3,000万円）、非中小企業1／3（上限1,500万円）

- ベーパー回収設備

**SS過疎地：**中小企業3／4（上限675万円）、非中小企業1／3（300万円）

非SS過疎地：中小企業2／3（上限600万円）、非中小企業1／3（300万円）

- POSシステム整備事業

**SS過疎地：**中小企業3／4（上限337万円）、非中小企業1／3（150万円）

非SS過疎地：中小企業2／3（300万円）、非中小企業1／3（150万円）

### ◆ 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業 <令和7年度当初予算 6.7億円>

- 地下タンクの入換・大型化支援

**過疎地※：**中小企業3／4（上限1,500万円）、非中小企業1／4（500万円）

非過疎地：中小企業2／3（上限1,333万円）、非中小企業1／4（500万円）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という）に基づく地域であって、過疎地域持続的発展市町村計画に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域

### ◆ 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業 <令和7年度当初予算 44億円の内数>

- 地下タンクの効率化等支援 **過疎地※ 3／4（上限2,250万円）**、2／3（上限2,000万円）

- 簡易計量機設置工事 **過疎地※ 3／4（上限1,500万円）**、2／3（上限1,333万円）

※過疎法に基づく過疎地域に該当する市町村又は**SS過疎地等の市町村**。過疎地域持続的発展市町村計画に「石油製品の安定供給の維持・確保」又は市町村が策定する総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域である場合は3／4

## 自治体向け

### ◆ 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業（うち自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業）<2.3億円>

- 燃料供給に関する計画策定事業 3／4（上限1,000万円）

- 燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業

**SS過疎地等であって過疎地域：**自治体3／4（上限7,500万円）、中小企業3／4（上限7,500万円）

**SS過疎地等であって非過疎地域：**自治体1／2（上限5,000万円）、中小企業：3／4（上限7,500万円）

# SS過疎地へのメリット付け①

## SS（サービスステーション）ネットワーク維持・強化支援事業費補助金

令和6年度補正予算額 121億円

### 事業の内容

#### 事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保し、SSネットワークを維持することが重要になる。SSネットワーク維持・強化を図るため、災害対応能力の強化に加えて、平時における経営力の強化や、**SS過疎地の抑制**に取り組む。

#### 事業概要

揮発油販売業者や油槽所を運営する事業者等に対し、災害対応能力強化や経営力強化、**SS過疎地重点支援**を通じたSSネットワークの維持に資する設備投資等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

SSや油槽所におけるSSネットワーク維持・強化により、国土強靭化の推進に必要不可欠な災害時における燃料油の安定的かつ円滑な供給体制を整備する。

# SS過疎地へのメリット付け②

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費  
令和7年度予算額 6.7億円（6.7億円）

## 事業の内容

### 事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）の機能を確保することが重要になる。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化することを目的とする。

### 事業概要

#### （1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、ペーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行う中核SSや被災地の住民向けに燃料供給を行う住民拠点SSの自家発電設備の入換を支援する。

#### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援

災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

### （1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援



### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



## 成果目標

災害時において本事業で支援を行ったSSのうち営業可能なSSの稼働率100%を目指す。

# SS過疎地へのメリット付け③

## 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 令和7年度予算額 44億円（44億円）

### 事業の内容

#### 事業目的

本事業を通じて、サービスステーション（以下「SS」）等による燃料供給条件の厳しい離島やSS過疎地を含めて燃料アクセスを維持し、国内の石油製品の安定的な供給等を確保することを目的とする。

#### 事業概要

##### （1）離島のガソリン流通コスト対策事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助する。

##### （2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援する。加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費（工事費、検査費等も含む）に対しても支援する。

##### （3）環境・安全対策等

SS過疎地を中心として、SS設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、①地下タンクからの危険物漏洩防止のための補強工事や漏洩点検査、②地下タンク等の撤去・効率化、簡易計量機の設置等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### （1）離島のガソリン流通コスト対策事業費



#### （2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業



#### （3）環境・安全対策等



### 成果目標

#### （1）離島のガソリン流通コスト対策事業

ガソリン販売実績がある全ての離島に対する追加的な流通コスト相当分を支援する。

#### （2）離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

3地域程度において、その地域の実情に合わせた石油製品の流通合理化又は安定供給に向けた対策の策定や油槽所などの設備維持に対する支援を目指す。

#### （3）環境・安全対策等

短期的には、環境・安全対策等関係工事に対する補助による事業継続に不可欠な地下タンク漏えい防止等工事を推進し、最終的には、燃料安定供給体制の維持・確保（SS減少率がガソリン需要減少率を下回ること）を目指す。

# SS過疎地へのメリット付け④

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費  
令和7年度予算額 5.3億円（5.3億円）

## 事業の内容

### 事業目的

地域の燃料供給体制については、2050年カーボンニュートラルに向けて生じる更なる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により供給体制が脆弱になる地域の増加が懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的とする。

### 事業概要

#### （1）先進的技術開発等支援

サービスステーション（以下「SS」）の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化に向けた、先進的な技術開発等を支援する。

#### （2）自治体によるSS承継等に向けた取組の支援

SS過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくSSの設備整備・撤去費用等を支援する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

### （1）先進的技術開発等支援



### （2）自治体によるSS承継等に向けた取組の支援



## 成果目標

短期的には、SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、業務効率化に資する技術等の確立、燃料供給に関する計画を策定した自治体におけるSSの維持・確保を目指す。

最終的には、SSのカーボンニュートラル社会に向けた燃料供給体制の構築（SS減少率（前年比）がガソリン需要減少率（前年比）を下回ること）を目指す。

# 新たな燃料供給体制構築に向けた実証

- SS過疎地問題に対応するためには、**人材・設備に係る問題へ対応することで、必要な燃料供給インフラを確保していく必要がある。**
- そのため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術を活用した省人化、業務効率化、コストダウン等を目的とした実証事業を行っている。
- 2021年3月には、消防庁により、自治体による計画の策定等を前提として、実証実験を行った移動式給油設備、コンテナ式給油設備について規制緩和がなされ、過疎地域等の一定の要件を満たせば、導入することが可能となった。
- 2022年度までに実施したAIによる給油許可システムの実用化に向けた技術実証を進めた結果、令和6年度より、消防庁において省令改正し、一定の条件下での利用が解禁予定。

規制緩和



規制緩和



新技術の活用



過疎地での移動式給油設備(どこでもスタンド)を活用した新たな燃料供給体制の実証実験（浜松市他）

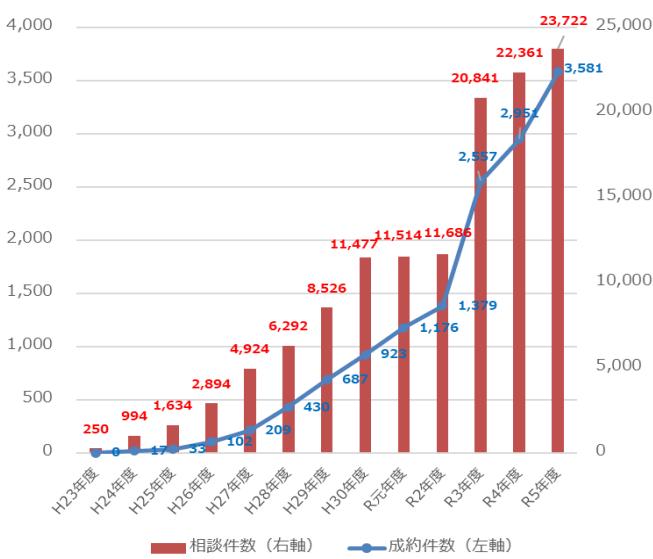
過疎地でのコンテナ式給油所(地上タンク)の活用に向けた実証実験(コモタ株式会社)

過疎化等の課題克服に向けたAI・画像認識技術を活用したセルフSSでの給油許可監視システムの開発・実証実験(コスモ石油マーケティング株式会社他)

# SS過疎地における事業承継

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が各都道府県に設置している中小企業向けの公的相談窓口。SS過疎地におけるSSを運営する中小企業事業承継にあたっても、支援センターが、相談から、承継先の紹介、承継条件等のすり合わせや関係機関との協議など、事業承継の成約に至るまでをバックアップした事例がある。
- SSや石油組合との平時からのコミュニケーションを通じて、地域におけるSSの廃業意向等を早期に把握し、SS事業者からこうした支援機関への相談が進むよう促していくことは、SS過疎地対策としても有益。

## 事業承継・引継ぎ支援センターの実績 (中小企業への支援実績全体)



出所)中小企業基盤整備機構

## SSの事業承継事例

- 大分県杵築市太田地区では、町内唯一のSSの廃業後、地元商工会を中心に合同会社を設立し、事業承継・引継ぎ支援センターからの支援も受け、SS事業を承継。各家庭へ灯油を配達し、地域生活に貢献。社会福祉協議会と連携し、灯油配送と組み合わせて地域の高齢者見守り事業を行うことで収益力強化に取り組む。
- 過疎高齢化が進む三重県津市三杉町では、後継者不在に悩むSS経営者が、「地元に迷惑をかけたくない」という思いで地元商工会に相談。商工会から相談を受けた事業承継・引継ぎ支援センターは承継先探しに動き、業界紙掲載を機に、2023年10月、滋賀県・三重県を中心に事業を行っている石油製品配送会社がSS運営を承継。センターは双方の希望を聞きながら、契約締結に至るまでをフォロー。地域の方が困惑しないよう、看板も企業名もそのまま残すことになった。



(紹介動画)[https://shoukei.smrj.go.jp/third\\_party\\_inherited\\_support.html](https://shoukei.smrj.go.jp/third_party_inherited_support.html)

- 米子市奈喜良地区では、後継者不在等の理由でSSが閉店したが、事業承継・引継ぎ支援センターの橋渡しで、県内でSS運営も手がける自動車販売・整備会社が、地域でなじんだ屋号とともに事業を引き継ぎ、2024年8月、2年4ヶ月ぶりに営業再開に至った。
- 地下タンクなどの設備更新を行い、3人を新規雇用。地域でなじんだ屋号も維持。

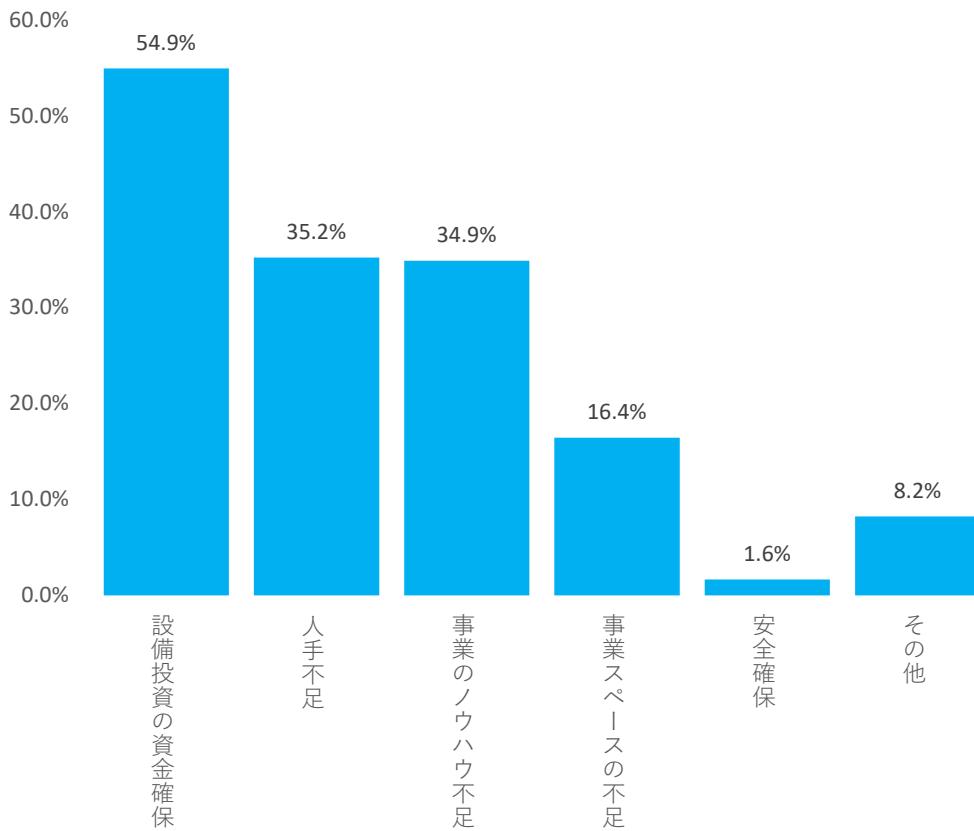
出所)SS過疎地対策ハンドブック、事業承継・引き継ぎ支援センターのHP、

山陰中央新報(<https://nordot.app/1206934661475057864?c=113147194022725109>)等からエネ庁作成

# 油外収益の取組と課題

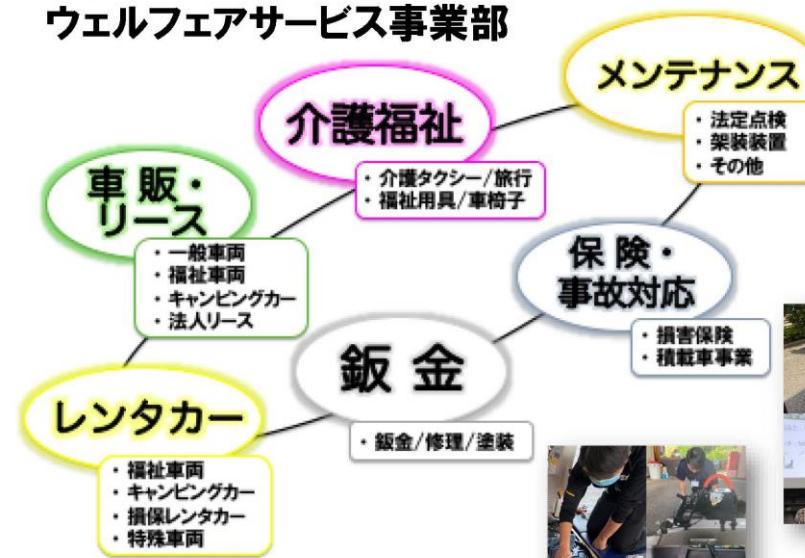
- SSネットワークの維持・強化のためには、賃上げ等による人材確保や設備投資を図るべく本業である石油製品販売で収益を確保することに加え、石油製品の販売以外の収益拡大や効率化等に取り組み、SSの経営力を強化することが重要。
- 油外収益の主な事業として、自動車部品販売や自動車整備などの自動車関連サービスのほか、物品販売や飲食店など資金、人材、地域における需要などを考慮して進めることが重要。

新たな事業の課題



油外収益の事業例

株式会社ムラタ  
ウェルフェアサービス事業部



安全運転講習会



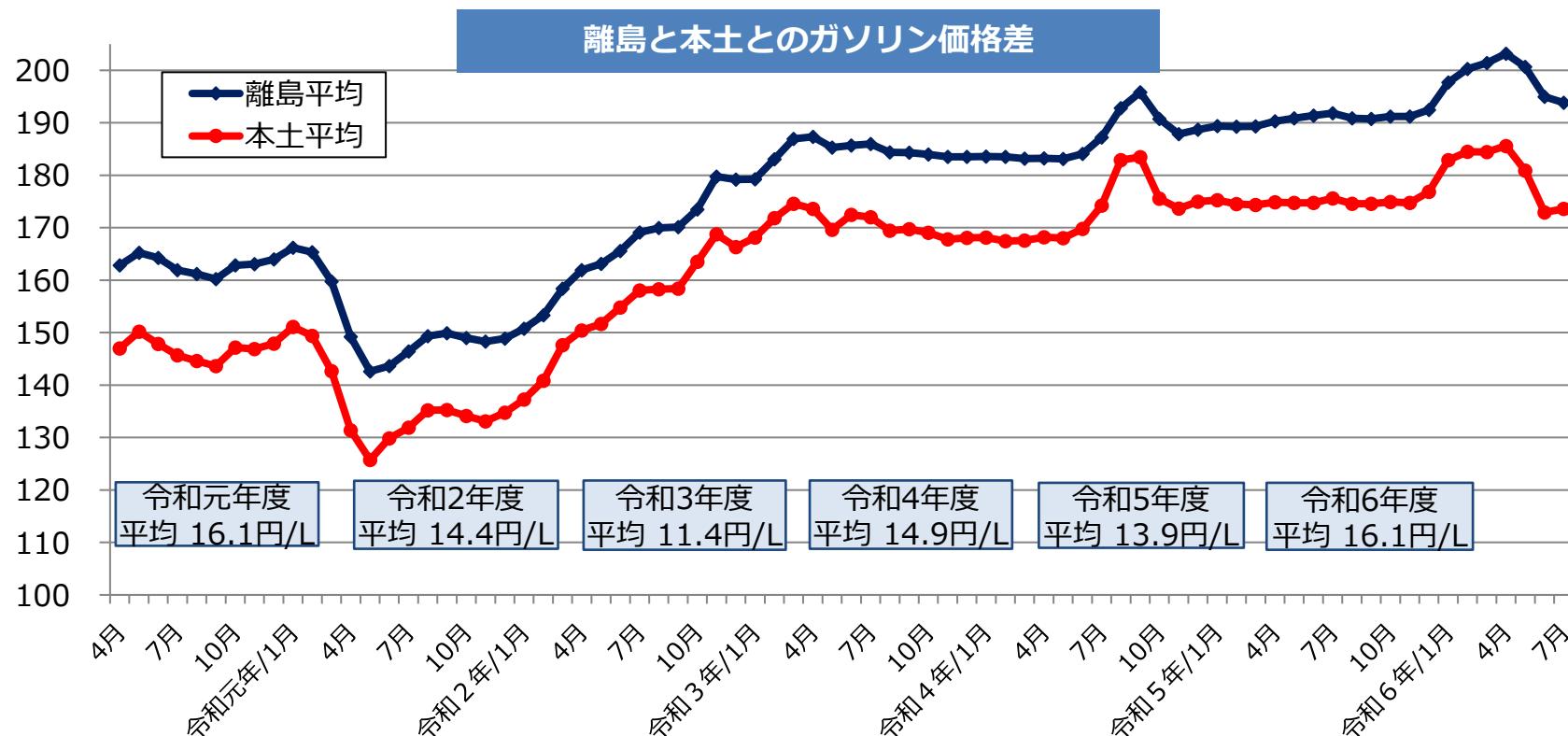
福祉車両メンテナンス

# 離島の燃料流通コストの課題

- 離島では、海上輸送費など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、ガソリン小売価格が割高になっている。
- これを離島のSS事業者の経営努力で吸収することは難しく、離島特有の流通コストを対象として定額補助を実施。仮に政府の支援がなければ離島のガソリン価格はさらに割高となる。

※離島の電気は、小売電気事業者ではなく一般送配電事業者が供給する形になっており、当該費用負担はユニバーサルコストの概念で託送料金として全国の利用者が負担。

※離島のガソリンは、国内144島の594SS事業者（令和6年度）を通じ、継続的に流通コストの低減策を実施。



# 離島のガソリン流通コスト対策事業費

令和7年度当初予算額 29.5億円（29.5億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 畦島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

### 成果目標

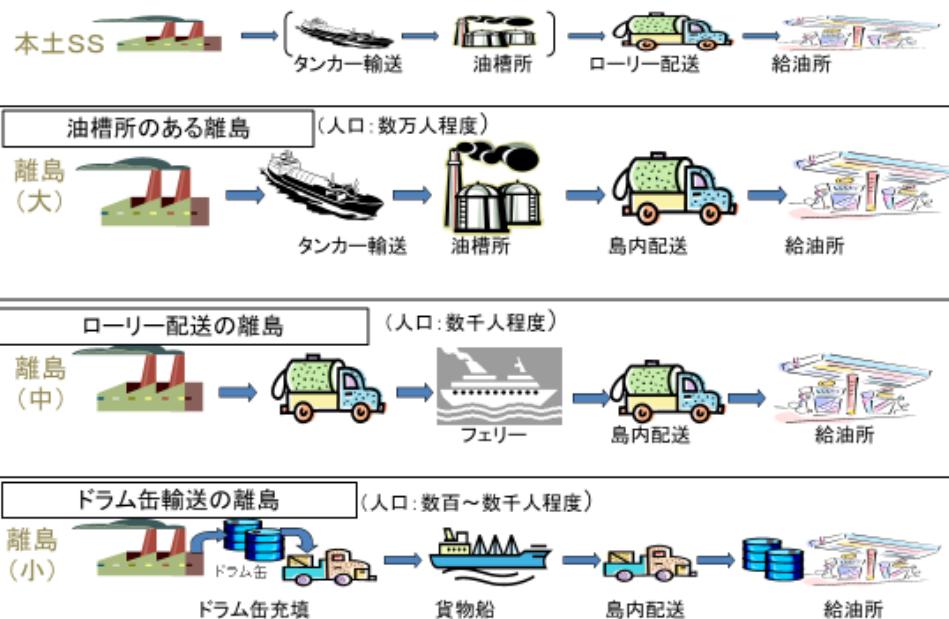
- 畦島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げるこことを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 離島のガソリンの流通形態のイメージ



・離島の油槽所



・離島へ配送に向かうローリー



・離島配送用のドラム缶

# 【参考】第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋 ②

## （イ）SSの経営力強化

平時からSSが健全に経営されてこそ、災害時に「最後の砦」としての役割を果たし得る。SSネットワークの維持・強化のためには、賃上げ等による人材確保や設備投資を図るべく本業である石油製品販売で収益を確保することに加え、石油製品の販売以外の収益拡大や効率化等に取り組み、SSの経営力を強化していくことが必要である。一方で、SSの多くが資金的・人材的に困難な状況にあることも配慮しつつ、事業の多角化やデジタル技術を活用した人手不足対策、事業承継・M&A・グループ化等、経営体质強化のための取組を、様々な支援施策を総動員して後押しする。また、SSが石油製品の供給を継続しつつEVへの電力供給やFCVへの水素供給、合成燃料やバイオ燃料の供給を担う「総合エネルギー拠点」としての発展を目指せるよう後押しする。

## （ウ）地方公共団体との連携強化を通じた安定供給確保

SSの災害対応能力強化の観点から、引き続き、非常用発電機を備えた中核SS（緊急車両への優先給油を担うSS）や住民拠点SS（一般車両への給油を担うSS）等の整備を進め、各地域における災害対応訓練や、有事に備えてガソリンを満タンにしておく「満タン＆灯油プラス1缶運動」を推進する。

その際、近年頻発する災害等を鑑みれば、地域防災の中心を担う地方公共団体と、地域内の多数のSSが所属し、災害時にはSSの稼働情報等の集約拠点となる各都道府県の石油組合が連携し、地域特性に応じた形で安定供給体制を確保することが必要である。災害協定を締結するのみならず、平時からの取引関係を通じて、病院・福祉施設や避難所等の重要施設のタンク容量や口径、配送ルート等の情報共有や連絡体制を構築することが重要であり、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえた随意契約等を後押しする。また、豪雪や土砂災害等による燃料配送遮断リスクや、水害により計量器等の設備が損壊するリスク等を踏まえ、地域内の燃料在庫拠点となるSSを分散配置する必要性や災害時の燃料配送方法等について検討し計画を立てる等、地方公共団体と石油組合が連携した取組を後押しする。

# 【参考】第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋 ③

## （ウ）地方公共団体との連携強化を通じた安定供給確保（つづき）

S S過疎地対策としても、地方公共団体との連携強化が必要である。この10年でS S過疎市町村（地方公共団体内のS Sが3カ所以下）が約100カ所増加しており、上記取組に加え、地域内のS Sが廃業する前に対応策を講じることができるように、地方公共団体と地域内のS S、石油組合や各種支援機関との普段からのコミュニケーションを含めた連携強化を推進する。民間事業者の経営努力ではS Sの維持が困難な場合は、地方公共団体のリーダーシップが特に重要であり、引き続き、地方公共団体が地域住民の理解と協力を得ながら、「地域コミュニティインフラ」としてのS Sを、「公設民営」の形で承継・新設する等の取組を支援する

## （エ）公正かつ透明な石油製品取引構造の確立

石油製品は品質の差別化が難しく、競争は価格面に集中する傾向がある中、石油製品の流通実態の把握に際しては、市場価格等がS Sネットワークや災害対応に与える影響も勘案しながら、引き続き公正・透明な石油製品取引構造の確立に取り組むことが必要である。2022年に改定した「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（公正取引委員会）を踏まえ、不当廉売等に対し厳正に対処する。また、卸価格の決定方法等について望ましい行為を示した「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」（資源エネルギー庁）を踏まえて、取引慣行の適正化を図る。一般的に自己の取引上の地位が相手方に優越している元売等が、その地位を利用して、S S事業者に対し、取引条件を一方的に決定する等により、正常な商慣習に照らして不适当に不利益を与える等独占禁止法に違反する疑いのある事案に接した場合には、適切に対処する。

# 「新たな地域燃料流通に関する研究会」の開催について

- SSは、給油や灯油等の配送を通じ、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであるとともに、災害時においては、被災地復旧のための車両や電源車等への給油や重要施設の燃料供給の役割を担い、「最後の砦」として機能するため、CNを目指す中でも、**SSネットワークを維持・強化していくことは重要である。**
- 一方、石油製品需要は減少傾向にある中で、**過疎地ではSSネットワークの維持が困難になっている**。また、**低価格販売が災害時に必要なSSネットワークを毀損しているとの指摘もある。**
- こうした課題に対応するため、**新たな地域燃料流通に関する研究会**を立ち上げ、地域におけるSSネットワークの現状や地域の取組状況を踏まえ、**SSネットワーク維持のあり方について検討**する。
- これらを通じ、**自治体とも連携した地域の燃料供給体制確保などの取組を強化していく。**

## テーマ（例）

- (1) 地域で確保すべき燃料流通と自治体と連携した対応
- (2) 地域のSSなどの燃料流通業の事業承継や多角化を進める取組
- (3) 官公需における災害時の円滑な燃料供給に向けた取組の検討
- (4) 大規模事業者によるSSネットワークへの影響

国の支援策を利用した公設民営方式のSS  
～福島県三島町～

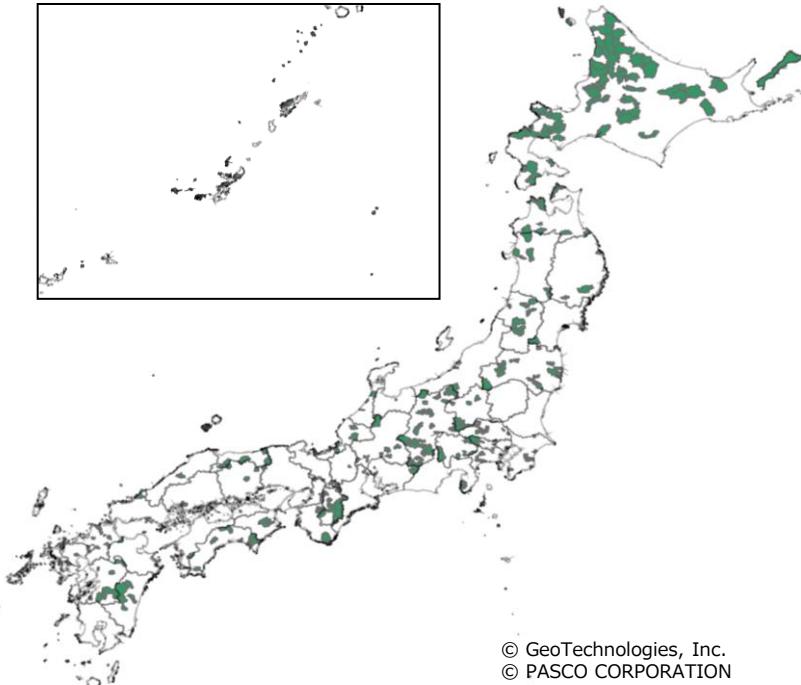


三島町サービスステーション

# (1) 地域で確保すべき燃料流通と自治体と連携した対応

- 経済産業省では従来より、地域における燃料供給の基準として、「SSが3か所以下の市町村」及び「居住地から最寄りSSまで15km以上距離がある市町村」をSS過疎地の基準として示してきた。
- また、地域における燃料供給体制確保に向けた具体的な取組として、**SS過疎地等の自治体による計画策定の支援や、計画に基づいた設備整備・撤去等の支援**を行ってきた。
- こうした取組を全国大に展開するため、各地域における燃料供給体制について、自治体が把握するための基礎情報や取り得る対応について整理し、自治体と連携したSSネットワーク維持を推進する。

## 市町村の図示化



令和6年3月末時点におけるSSが3か所以下の市町村

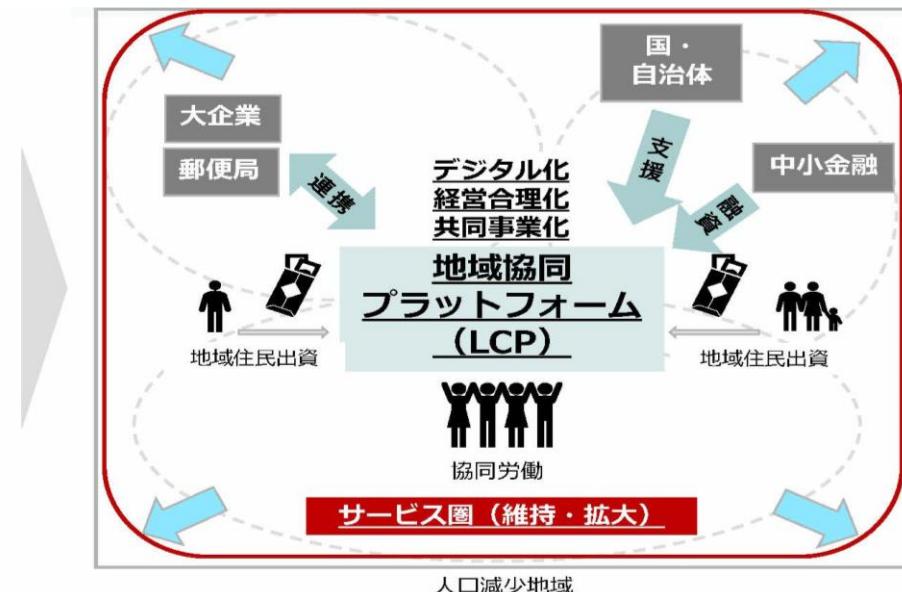
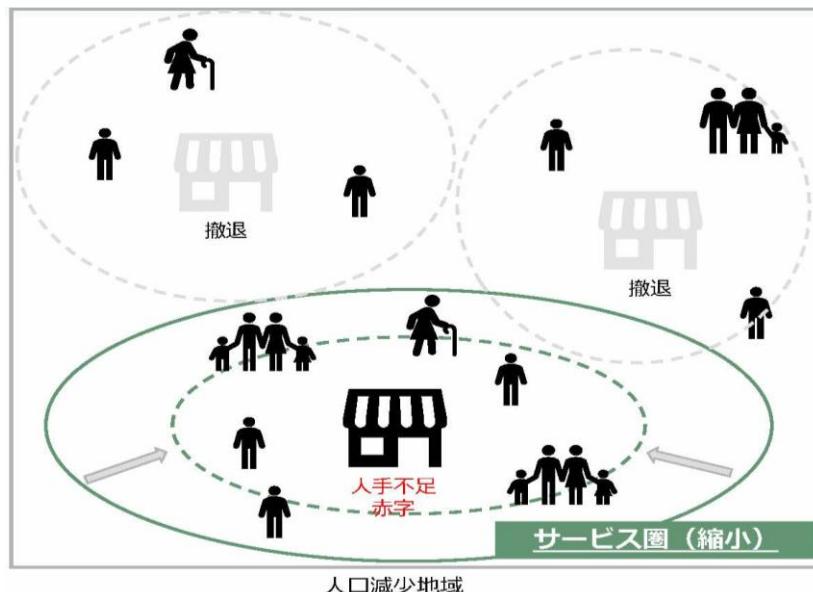
## 燃料供給に関する計画の実績

事業年度	自治体名	事業名
平成30年度	宮城県七ヶ宿町	「住みたい」を支える燃料供給体制確保計画策定事業
	長野県壳木村	SS過疎地対策検討支援事業（壳木村SS過疎地対策計画）
	長野県天龍村	天龍村SS過疎地計画策定事業
令和元年度	岐阜県白川村	白川村南部地域SS過疎実態調査・計画検討事業
	徳島県那賀町	徳島県那賀町SS過疎地対策計画策定事業
	静岡県西伊豆町	SS維持による燃料安定供給と災害時における燃料確保のための計画策定事業
令和3年度	福島県三島町	三島町SS過疎地対策計画策定事業
令和4年度	愛媛県久万高原町	久万高原町燃料供給体制補完計画策定事業
令和5年度	宮崎県西都市	西都市SS過疎地対策計画策定事業
	沖縄県東村	東村SS過疎地対策計画策定事業
令和6年度	沖縄県多良間村	多良間村SS過疎地対策計画

## (2) 地域のSSなどの燃料流通業の事業承継や多角化を進める取組

- 人手不足が労働集約的なサービス産業で先鋭化する中、**エッセンシャルサービス（ES）**（生活必需品の小売、交通、物流、**給油所（SS）**、自動車整備、医療、介護等）では、需要密度の低下により営利ベースでの維持が困難となる中、供給不足が常態化するおそれがある。
- 需要減により厳しい経営環境にある中でも、複数のES事業を多角的に展開し、設備投資/DX化、共同調達等により効率化、コスト低減を図ることで、より持続可能な事業実施が可能となる。
- SSは、これまで平時のみならず、災害時の「最後の砦」として地域を支えてきており、**ES事業を多重展開する主体（地域共同プラットフォーム）**の中核的な担い手になれる可能性。

### 地域協同プラットフォームのイメージ



### (3) 官公需における災害時の円滑な燃料供給に向けた取組の検討

- 災害時に円滑に燃料供給するためには、平時から燃料供給に関与していることが重要。そのため、「官公需の基本方針」において、「防災協定の締結」及び当該契約が「管内の燃料供給拠点の維持に必要」であることを条件に、自治体と「石油組合」が随意契約を行うことができると定め、周知を図ってきた。
- 一方、官公需における燃料調達の随意契約は、石油組合などに限られるため十分浸透しておらず、競争入札では、災害時の燃料供給の担い手が、平時の調達に関与できない場合も散見される。
- 新資本実行計画等を踏まえ、官公需も活用して、災害時も含めた円滑な燃料供給に向けた取組を検討していく。

#### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（2025年6月13日閣議決定）

##### 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

- (1) 官公需における価格転嫁策の強化
- ④ 的確な発注のための具体的な取組

燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。

#### 第5回「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」橋副長官指示（2025年6月30日）

各業所管省庁においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度が適切に導入・運用されるよう、財務省・総務省とも連携の上、両制度における設定基準について具体的な検討を早急に進めてください。特に、警備業、ビルメンテナンス業、印刷業、燃料小売業については、官公需における課題が指摘されていることも踏まえ、業界団体と連携をし、適切な予定価格の設定のための標準単価の検討もよろしくお願いします。

## (4) 大規模事業者によるSSネットワークへの影響

- 石油製品は品質の差別化が難しく、競争は価格面に集中する傾向があり、市場価格がSSネットワークや災害対応に与える影響を勘案しながら、公正・透明な石油製品取引構造の確立に取り組むことが必要。
- 公正取引委員会においては、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（ガソリン不当廉売ガイドライン、平成21年12月策定、令和4年11月改定）など通じて、違反行為の未然防止を図るとともに、不当廉売の個別事案に対し迅速・厳正に対処している。
- こうした中、例えば、本年4月、燃料油価格支援策の制度変更により、政策的に市場価格の大きな変動が見込まれるタイミングには、資源エネルギー庁と公正取引委員会が連名で、SS事業者に対して、当該ガイドラインも踏まえ、費用を反映した適正価格で販売するよう呼びかけてきた。
- 他方で、近年、**大規模事業者の進出に伴い、周辺SSの廃業が増加するなどのSSネットワークへの影響を懸念する指摘もあり、大規模事業者の進出に伴う市場価格の変動が、SSネットワークや災害対応に与える影響を見極めていくことが必要。**

### 新たな燃料油価格支援策への移行に伴う御協力について（依頼）（2025年4月25日）

資源エネルギー庁 資源・燃料部燃料流通政策室長、公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課長

各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけ、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくこと（中略）お願ひいたします。

# SS過疎地に関する具体的な課題

## (1) SS数によるSS過疎地（市町村）の課題

- SSの立地に問題のない市町村が含まれる
  - ・機械的にSS数が3以下の市町村をSS過疎地としているため、都市部の面積が狭い市町村、SSの多い市町村に隣接する市町村、近隣市町村のSSに容易にアクセスできる市町村等、SSの立地に深刻な問題のない市町村もSS過疎地に含まれている。
- SS過疎地の深刻度に応じた対応を誘導しにくい。
  - ・同じ定義のため、0SS・1SSの市町村でも、自治体・住民に危機感が伝わりにくく、SS過疎地対策計画策定等の対応・関与に十分に繋がっていない。
  - ・同様に、SS数削減に歯止めをかけるべき2～3SSの市町村で、予防的な取組を誘導しにくい。

## (2) 道路距離に応じたSS過疎地（市町村）の課題

- 道路距離に応じたSS過疎地に該当する人口が数人であっても、市町村全体が支援対象となる
  - ・合併市町村の旧町村部でSSが不足する地域を支援するための枠組みであるが、機械的にSSから15km以上離れている人口メッシュ（500mメッシュ）を道路距離に応じたSS過疎地とするため、該当する人口が数人であってもSS過疎地に含まれている。
- 道路距離に応じたSS過疎地に該当する人口数が把握し難い
  - ・市町村が、SSから15km以上の人口メッシュ（500mメッシュ）を公表上では特定できないため、市町村がその人口数や不便性を把握できず、市町村による対応や関与に繋がり難い。

# 本日御議論いただきたいこと

## (1) SS過疎地の定義のあり方

- これまで一定の基準を元に「SS過疎地」を一律に定めてきたが、実態としては一定程度の需要がありSS間の競争が見られる地域から、地域需要だけでSSを支えるのが限界に近づいている地域（“SS消滅危機エリア＝レッドゾーン”）まで様々であり、「SS過疎地」の中でも、重点的に取り組むべきエリアを設けるべきではないか。
- 仮に、住民のライフラインとして維持するべきSSを“SS消滅危機エリア”を定めるとしたら、どのような基準を設けるべきか。その場合に維持すべきSSは、どのような規模感か。

例) 最寄りのSSまでの距離が15km以上離れている地域の居住人口が××人以上

- 維持すべきSSの基準を設定するにあたって、**自治体は、人口以外の地域特性として何を考慮すべきか。**

例) 住民の需要（冬期の灯油需要を含む）、通過交通需要、地場産業の需要（農林水産業・観光業など）、道路状況、災害時の燃料供給義務

## (2) SS過疎地支援の拡充・重点化

- これまで、SS過疎地ハンドブックを策定し、自治体による燃料供給計画の策定や、それに基づく設備投資支援を行ってきた。自治体が、地域の燃料供給体制に関心を高め、SS消滅のリスクであることに**危機感を持ち、関与を強めるための仕組み・体制をどのように構築するか。**
  - これまでSSネットワークへの直接的な支援として、補助金による設備投資支援を行い、「SS過疎地」に対しては高い補助率など優遇してきた。重点的に維持すべきSSに対しては、**支援メニューをどのように拡充・重点化していくべきか。**
- 例) SS経営改善のための多角化支援、離島における流通コストへの支援
- 公的支援にあたっては、地域のエネルギー供給の最後の砦となるSSが、**従来型の経営改善のための多角化**を越え、**地域の限界的なエッセンシャルサービス事業を多重展開し、地域のくらし・産業を支える中核的な担い手になりうる潜在力をどのように評価すべきか。**
  - その際に、ガソリンスタンドが、**比較的安定した運営・長い営業時間・地域で高い認知度などのメリット**を生かしながら、どのように、**地域のエッセンシャルサービスを含め、事業の多角化**を図っていくべきか。
  - SSの生産性向上や、人手不足問題に対応するための**規制緩和、新技術実装の余地はあるか。**